

生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法

1 適用範囲

この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項及び第30条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び外国生産行程管理者（以下“認証生産行程管理者等”という。）が行う生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査方法を規定する。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この検査方法に引用されることによって、その一部又は全部がこの検査方法の要求事項を構成している。この引用規格は、その最新版を適用する。

JAS 0416 生産情報公表養殖魚

3 用語及び定義

この検査方法で用いる主な用語及び定義は、**JAS 0416** による。

4 生産行程についての検査

生産情報公表養殖魚の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が養殖魚の識別番号ごとに、次によって行わなければならない。

- a) 当該養殖魚の識別番号ごとの生産行程の管理記録（生産情報についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保存が適正であることの確認
- b) 当該生産行程の管理記録が当該養殖魚の識別番号に係るものであることの確認
- c) 当該養殖魚について公表されている事項が事実と即したものであるか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認
- d) 当該生産行程の管理記録が当該認証生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認

制定等の履歴

制	定	平成20年 3 月21日農林水産省告示第 419号
改	正	平成27年 3 月27日農林水産省告示第 714号
改	正	平成30年 3 月29日農林水産省告示第 689号
最終改正		令和 6 年 7 月12日農林水産省告示第1375号

制定文、改正文、附則等（抄）

- 令和 6 年 7 月 12 日農林水産省告示第 1375 号
令和 6 年 8 月 11 日から施行する。